

# 土壌・地下水浄化対策工事（その17）

平成22年度の浄化対策工事の進捗について



（平成22年8月撮影）

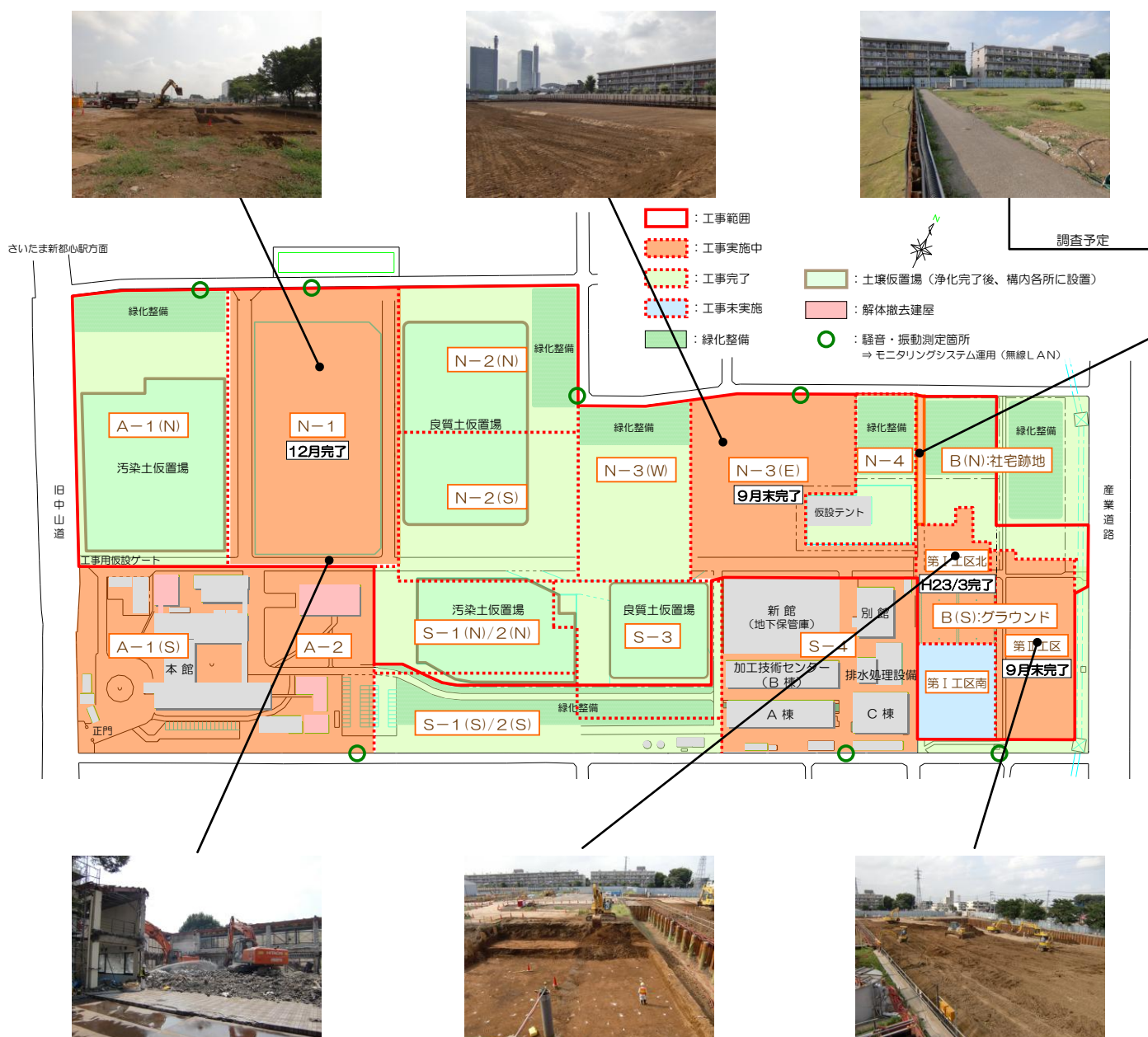
B(S)地区（グラウンド）の工事状況

三菱マテリアル株式会社

## 1. 経緯

平成12年1月より敷地内全域において土壌・地下水調査を開始した結果、基準値を超えたカドミ、セレン等の数値が検出され、その後の継続調査において基準値を超えた六価クロムが検出されたため、浄化対策工事計画を策定、現在、これに基づき浄化対策工事を順次実施中であり、今後も、本計画に従って浄化対策工事を実施することとしていますので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 工事の進捗状況（図1ご参照）



### 1) 工事の進捗状況

工事は順調に進んでおり、上図でオレンジの着色部分が現在工事中ですが、平成23年度には掘削浄化工事を完了する予定です。

## 2) 今後着工予定の工事

### ・B(N)地区

B(N)地区は、当初から社宅等の福利厚生目的に利用し、事業活動を行っていない土地であるため、土壌汚染対策法上、土壌汚染は存在しない土地との扱いをしておりました。

しかしながら、現在工事中のB(S)地区に面した区画で、B(N)地区にも汚染が確認されたため、N-4地区に面したB(N)地区についても土壌調査を行うこととしました。

土壌調査は9月から実施し、汚染が確認された場合は、引き続き掘削除去工事を行うことといたします。

### ・B(S)第I工区南地区

B(S)第I工区南地区には、現在、掘削除去工事により発生する汚染水のタンクがありますが、他地区の掘削除去工事が終了した後、このタンクの撤去を行い、土壌詳細調査を実施し、引き続き掘削浄化工事を行うことといたします。

なお、工事期間中は、騒音・振動対策として防音壁の設置や極力騒音・振動の発生が少ない工法や機械を使用し、更に騒音・振動測定を行っております。埃につきましても、散水をきめこまかく行うとともに、工事現場から出るダンプ等のタイヤ洗浄などを行い、埃の抑制に努めます。

## 3. グラウンドおよび迂回路の一般開放について

グラウンド東側半分につきましては、予定通り10月より一般開放といたしますが、開放に向けた準備工事（現迂回路部分のグラウンド化）のため、9月27日から30日までの間、現迂回路の通行を禁止します（現地の看板にも表示）。

## 4. 全体スケジュール

項目	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
地下水揚水	[Blue bar from 16 to 23]										
グラウンド原位置浄化	[Cyan bar from 16 to 23] グラウンド西側(第1工区) (平成21年度下期より掘削浄化開始)										
土壌詳細調査	[Brown bar from 19 to 22]										
土壌掘削除去	[Red bar from 17 to 23] 仮置き土壌搬出 S-3地区										
浄化確認モニタリング	[Blue bar from 19 to 25]										
原位置浄化(S-4地区)	[Cyan bar from 19 to 24] [Dotted line from 24 to 26]										
建屋等解体撤去	[Orange bar from 16 to 21] [Dotted line from 16 to 17]										
地下水モニタリング(敷地内外)	[Blue bar from 16 to 25]										

全域工事完了予定 全域措置完了予定

## Q & A

Q1：浄化工事完了後、グラウンドの利用はどうなりますか？

A1：平成22年10月以降、東側半分については、将来の利用計画が決まるまでの間、平成21年と同様にグラウンドとして利用できます。（ゲートボール、グラウンドゴルフなどは利用できますが、野球やサッカーの試合はできません）

Q2：浄化工事完了後、迂回路はどうなりますか？

A2：グラウンド西側に、平成21年度と同様、歩行者・自転車用に平和台マンションまで南北を結ぶ道路を設置します。

Q3：浄化工事完了後、グラウンド北緑地（社宅跡地）の利用はどうなりますか？

A3：平成22年10月以降、緑地は開放いたしますので、平成21年と同様に遊歩道が利用できます。

Q4：浄化対策工事の作業時間はどうなっていますか？

A4：原則、次のとおりです。

- ・作業時間：午前8時から午後6時まで
- ・作業休止日：日曜・祝祭日

Q5：浄化工事を完了した地区はどのようにするのですか？

A5：一部は緩衝地帯（緑地帯）を設け、それ以外は土壌仮置場（良質土、汚染土）などに利用します。

Q6：汚染土壌はどこに搬出するのですか？

A6：土壌汚染対策法で定める「汚染土壌処理施設」（浄化等処理施設、セメント製造施設等）において適切に処理処分を行います。

お問い合わせ先：三菱マテリアル株式会社

大宮総合整備センター「近隣の皆様の相談室」

電話 0120-662-637（フリーダイヤル）

Eメール：k-soudan@mmc.co.jp

作成日 平成22年9月4日